

平成26年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容を充実させ、学校教育の今日的課題に対応しうる教育実践力を備えた人材を養成するため、次の措置を講ずる。

- ① 前年度に引き続き「教職実践演習」を開講し、総合的な教師力の評価を通し、卒業時における質を保証する。
- ② 学校教育の今日的課題に対応するため開設した学部授業「予防教育科学と学校教育」及び大学院授業「予防教育科学」、「数学と芸術、そして科学間の接点を探る」、「伝統文化（音楽・美術）における表現の思想と技法」を実施する。
- ③ 教員養成教育の質を保証するため、教員養成教育の適格判定基準となる教員養成モデルカリキュラムをより汎用性・実践性のあるものとするとともに、専修免許状の実質化を図るため、修士課程の教員養成カリキュラムの内容と方法等を検討する。

また、大学の国際化の推進に対応するため、英語による授業の拡大を検討する。

- ④ 附属学校及び協力校との実地教育において、教育連携を強化した内容を継続させる。

さらに、2年次での教育実習（仮称「ふるさと実習」）等の在り方について検討を開始する。

- ⑤ 平成25年度に改編を行ったカリキュラムについて、効果を検証するための調査を行う。

また、専門職学位課程に、教職実践力を備えた人材の幅広い養成及び多様な学習機会の提供を目的とした「小学校教員養成プログラム（仮称）」を開設するための調査・情報収集を行う。

2) 高度専門職業人としての能力の修得状況を厳正に評価する体制を再構築し、単位及び学位プログラムの質を保証するため、次の措置を講ずる。

- ① 成績評価（S, A, B, C, D）の分布図を作成し、状況把握を行う。
さらに、分布図により、成績評価及び単位認定の実質化が図られているか検証する。
- ② 前年度に引き続き「教職実践演習」を開講し、総合的な教師力の評価を通し、卒業時における質を保証する。
- ③ ミッションの再定義で示した学士課程80%（保育士・進学者除く。）、修士課程70%（現職教員及び臨床心理士養成コース除く。）、専門職学位課程95%（現職教員除く。）の目標達成に向け、教員就職率を維持・向上させるべく、就職支援行事を計画的・体系的に実施するとともに、採用試験の傾向に対応した支援を更に充実させる。

3) 教職への熱意と使命感、意欲のある者を積極的に受入れるなど、入学者選抜方法及び入試広報の改善に取り組むため、次の措置を講ずる。

① 学部においては、アドミッション・ポリシーを検証し、その検証結果を公表する。

大学院においては、新たな選抜方法（学長等推薦制度）により入学試験を実施する。

② 学部においては、オープンキャンパス、進学相談会、大学説明会等の実施状況を検証しつつ広報活動を展開する。なお、実施に当たっては事前にウェブページにより効果的な広報を実施する。

大学院においては、従前の入試広報を検証しつつ、充実した広報活動を積極的に展開する。

③ 連合アドミッションセンターとして行う事業計画を具体的に検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制及び教育支援体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

① 遠隔教育による大学院プログラムを開設し、教育効果等を点検する。

また、学び続ける教員を支援する観点から、ICTを活用したサテライトキャンパスの設置について検討する。

② 学習支援、情報支援体制の充実のため、最新環境への適合等を図るための教務システムの更改を検討する。

③ 教育実習における学習支援、情報支援体制を充実させるため、ICT教育の推進を検討する。

④ 学校現場で指導経験を持つ大学教員の拡充策について検討する。

また、大学教員が学校現場での指導経験を積めるよう制度の検討に着手する。

⑤ 教育委員会等と連携し、今日的な諸問題や課題に対応できるよう、課題解決能力を育む実践的な授業を実施する。

⑥ 四国5大学間で連携し、e-Learningによる大学教育の共同実施によって効果が得られる授業科目の検討及びコンテンツの開発を進める。

2) 教育の質の向上を図るため、教育方法、評価方法等について検証及び改善を行い、より一層充実させるため、次の措置を講ずる。

① 前年度の検証結果を基に改善し、効果的なFD事業を実施する。

また、FD事業の拡充・強化を図る。

② 新たに設置した教育の質向上のための自己点検・評価体制により、外部評価等を実施するとともに、教育委員会等との連携による会議の設置について検討する。

③ 教育の質の向上を図るため、卒業生、修了生対象アンケートを実施し、教職実践演習等の教育改善に活用する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生が健全で安心して修学できる環境の整備を目指し、学習支援及び生活支援をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① 健康診断・一次救急業務の検証結果に基づき、学生にとって最適な応急処置の方法を検証する。また、学生相談担当教職員連絡会を開催し、学生相談を更に充実させる。
 - ② 本学の特色ある経済的支援（大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除、教職大学院（現職教員）向け実習経費の貸与）及び通常の授業料免除制度拡大策の継続に加え、多様な支援策を検討・実施し学生の修学できる環境を充実させる。
 - ③ 学生窓口の充実を図り、学生サービス向上に努める。
また、学生のニーズ及び施設の点検結果等を踏まえて、学習支援施設・便所及び課外活動施設・設備の整備を行う。
 - ④ 入学直後の学部生に対する初年次教育の実施について、検討を開始する。
- 2) 高度専門職業人としてのキャリア形成について支援するとともに、卒業・修了後の適切なフォロー体制を確立するため、次の措置を講ずる。
- ① 学部及び大学院、それぞれに対応した、よりきめ細かな支援を行うとともに、学部においては、キャリア教育を体系的に取り入れた合宿研修を各学年において実施する。
また、教員・公務員・企業志望者向けのガイダンス等各種就職支援行事を実施するとともに、就職支援体制を検証し、充実させる。
 - ② 在学生及び同窓会と共同して、大学教員、大学院生及び全国の教育実践事例を発表する「学術研究会」を実施するとともに、教育関係者を対象とした、大学教員による講演会を実施する。
また、学び続ける教員を支援する観点から、卒業生、修了生に対する情報発信等を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育に関する先端的実践研究を推進し、研究成果を公表するとともに、学校現場や社会へ還元するため、次の措置を講ずる。
 - ① 徳島県のみならず、他府県においても予防教育の出張授業を実施し、併せて学校教員への研修も実施する。
また、専修免許状の実質化を図るため、修士課程の教員養成カリキュラムの内容と方法等を検討する。
 - ② 徳島県教育委員会はもとより、他府県の教育委員会においても予防教育の事業化を目指すとともに、複数の府県において予防教育のモデル校を設定し、学校主導で予防教育を実施する方法の洗練化を図る。
また、附属学校教員と大学教員及び市教育委員会により、教育実践に関する共同研究を推進し、多様な活動を地域社会に積極的に発信する。
 - ③ 各教員の研究成果等と教員組織の関わりについて社会に分かりやすい情報発信をする。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 先端的実践研究を推進し、研究環境を整備するとともに、研究支援体制及び研究評価体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① 予防教育科学をはじめとする生徒指導上の諸問題に総合的に対応するための組織等について検討を行う。
- ② 教員個人の研究環境の向上と改善のため、サバティカル制度について検証し、運用拡大について検討を行う。
- ③ 新たに設置した研究の質向上のための自己点検・評価体制により、外部評価等を実施する。
- ④ 拡充した教育実践資料閲覧スペースを活用し、附属図書館内資料の再整備を行う。
また、収集した教育実践資料を整理し、活用する。
- ⑤ 四国産学官連携イノベーション共同機構の運営方法の構築についての検討に参画する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係機関等と連携した学校現場等への教育支援事業はもとより、社会のニーズに沿った教育・研究・文化事業を積極的に実施するため、次の措置を講ずる。

- ① 出張型研修、集合型研修、シンポジウム、公開講座等の改善・充実を図り、現職教員を含めた小学校外国語活動に関わる人材の養成・育成に継続的に取り組む。
また、小中連携を視野に入れた小学校英語教育についての研究を推進する。
- ② 県教育委員会、市町村教育委員会との連携の下、社会のニーズに沿った研究連携事業を実施する。
- ③ 教育委員会と連携し、現職教員の資質・能力向上を図るための各種研修及び講習を実施するとともに、徳島県総合教育センターが実施するリーダー養成における研修内容の改善について、徳島県教育委員会と協議を行う。

2) 大学の教育研究資源を広く社会に還元し、学校教育や社会教育に貢献するため、次の措置を講ずる。

- ① 学校現場や地域社会のニーズに応じたテーマによる公開講座及び大学開放推進事業を実施する。
- ② 児童・生徒の学力向上等に貢献するため、教育支援講師・アドバイザー等派遣事業を充実させる。
- ③ 平成24年度に締結した「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定」に基づき、連携協力を実施する。
- ④ 地域社会への附属図書館サービス向上を図るため、児童図書室所蔵目録データベース登録作業を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1) 国際的な学術交流、学生交流及び開発途上国への教育支援を推進し、国際社会に貢献するため、次の措置を講ずる。

① JICA及びNGOなどの国際援助機関・団体等と提携協力し、引き続き途上国の教育向上に資する人材を育成する。

また、国際教育カリキュラムを活用し、国際感覚を備えた人材育成に向けた活動を展開するとともに、国際教育協力の質的向上に向けた資料を公開する。

② 国際学術交流協定校等とのセミナー、シンポジウム、共同研究等の実施について、具体的に検討する。

③ 前年度の研修の成果を踏まえ、引き続き留学生就学支援のための研修を実施する。

さらに、留学生の修学環境を整備するために、チューターの適正配置や奨学金の給付等を維持する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 附属学校と大学との間で、教育研究のための相互支援体制及び実地教育実施体制を強化し、更に充実させるため、次の措置を講ずる。

① 平成25年度に附属学校教員と大学教員により実施された共同研究を更に進めるとともに、見直しを図りより充実した研究成果を広く公表する。

また、附属中学校教員と大学教員によるICTを活用した効果的な学習方法等に関する共同開発に向けた体制について検討する。

② 大学教員による附属学校における授業担当を継続し運用する。

また、附属学校教員が教員養成実地指導講師として教育実践コア科目等の一部を担当し、附属学校と大学間の教育支援体制を充実させる。

③ 昨年度に開発した参加要件及び評価基準に基づいた実地教育を推進する。

また、附属学校では、実地教育を実践するとともに、問題点等について点検を行う。

2) 附属学校間の連携及び協力体制の充実を図り、大学と協働して教育関係機関や社会のニーズを踏まえた教育実践を行うため、次の措置を講ずる。

① 附属学校部で実施している授業相互支援体制を引き続き実施する。

② 附属学校教員と大学教員により、教育実践に関する共同研究の成果を社会に積極的に発信する。

3) 附属学校において、適切かつ健全な管理運営を推進するため、次の措置を講ずる。

① 平成24年度から実施している合同学校評議員会を継続して開催するとともに、学校関係者評価委員会を活用し、教育活動の実施や地域との連携について引き続き検証する。

② 附属学校の管理運営体制の強化に向けて、学長、理事及び附属校園長が意見交換を行うとともに、担当理事・附属学校部長による県教育委員会・市教育委員会との協議を継続して行う。

- ③ 安全管理計画に基づき、附属校園において各種訓練を実施するとともに、施設パトロール（遊技等を含む。）の実施や現場管理者の意見聴取により、安全面での不具合箇所の改善整備計画を見直し、実施する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長直属の組織とする経営企画本部の機能を強化し、適正な業務を確保する内部統制を確立するとともに、戦略的な大学経営を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 平成25年度に策定したリスク対応計画を実施するとともに、リスク個別マニュアルの検証を行い、内部統制機能の充実を図る。

その他、危機管理意識及びコンプライアンス意識高揚のための教育・啓発活動を行う。

- ② 戦略的な大学運営を行うため、効率的かつ適正な事務組織を編成する。
- ③ 大学広報の充実を図るため、大学ポर्टレート導入を踏まえ、積極的に参加する。

- 2) 入学定員を社会的ニーズ等に対応した適正規模に見直し、それに伴う大学運営組織を再構築することにより、教育研究等の質を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 引き続き大学院（修士課程、専門職学位課程）の入学定員確保に向けた取組を行うとともに、さらなる教員養成の高度化を図るため、新たな大学院教育の体制等を検討する。

また、附属学校部会議において、各校園の入学定員を定期的に検討する。

- ② 教員養成の高度化を図る観点から、大学院を中心とした新たな教育研究組織等について検討する。

また、戦略的な大学運営を行うため、効率的かつ適正な事務組織を編成する。

- 3) 学内資源を最大限に活用し教育研究環境の充実を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 戦略的な大学運営を行うため、効率的かつ適正な事務組織を編成するとともに、人員配置を行う。
- ② 教育研究経費等について財務分析結果を基に、学内予算編成方針等を点検し、必要な場合は所要の見直しを図り、効果的な予算配分を行う。
- ③ 各教員の研究成果等と教員組織の関わりについて社会に分かりやすい情報発信をする。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 戦略に基づいた機動的かつ柔軟な事務組織を構築し、併せて新たな人事評価制度を導入することにより、効率的な事務処理を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 戦略的な大学運営を行うため、効率的かつ適正な事務組織を編成する。

- ② 平成22年度から実施している人事評価制度の成果を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。

また、管理職も含めた職員の資質向上を目的としたSD研修を実施するとともに、段階的かつ円滑に職員の資質向上を図るため、本学におけるSD研修のブランドデザイン構築に向けて検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 競争的資金、寄附金等の外部資金の確保及びその他の自己収入を増加させるため、次の措置を講ずる。

- ① 外部資金確保に向けた組織再編を行い、競争的資金等の確保に向けた取組を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- 1) 中期目標『「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する』を達成するため、引き続き、次の措置を講ずる。

- ① 第2期中期目標・中期計画期間における人件費抑制と業務運営状況を検証する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- 1) 常に業務内容及び業務実態について検証を行い、業務費全体の抑制を推進するとともに、資源を有効活用するため、次の措置を講ずる。

- ① 「業務コスト節減計画」に基づき、対策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 資産の有効活用を推進するとともに、積極的に運用するため、次の措置を講ずる。

- ① 「大学施設有効活用方針」に基づき、教職員、学生等を通じた広報活動を積極的に推進する。

- ② 「職員宿舍有効活用計画」に基づき入居者の拡大を推進する。

また、非常勤講師宿泊施設の有効な活用方針を策定するとともに、利用案内(リーフレット)を活用し、施設を利用できる者の拡大を推進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価制度、評価結果及びその活用方法等について検証し、更なる適正化及び効率化を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 新たに設置した教育・研究の質向上のための自己点検・評価体制により、外部評価等を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報を適切かつ迅速に発信し、透明性を高め、社会への説明責任を果たすため、次の措置を講ずる。

- ① 学内外及び学生のニーズに対応させるための広報活動を検討する。
- ② 機関リポジトリを通して、大学の学術研究情報を社会に向けて発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) 効果的な施設メンテナンス及び設備更新等を計画的に行うとともに、施設・設備の有効活用を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 大学の機能強化に伴い、施設改修計画を見直すとともに整備を実施する。
また、パソコン等のデジタル化に対応するため、講義室に設置しているプロジェクター等の教育用機器の更新を行う。
- ② 現状調査の分析結果及び各部等の要望を基に、本学の機能強化に伴うスペースマネジメントシステムを見直し、順次再配分を実施する。

2 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

1) 環境マネジメント体制を構築し、環境対策を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 大学全体の、エコアクション21マネジメントシステムの運用を継続する。
- ② 環境保全に関する啓発活動を推進するため、エコアクション21に関する説明会や取組に関する講演会を実施する。
- ③ 学生、教職員及び地域等の意見を踏まえ、環境活動を支援するための施設・設備等の整備計画を見直し、実施する。

3 リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置

1) 継続的かつ健全な大学運営を可能とするため、あらゆるリスクに対応したリスクマネジメントシステムを構築し、大学としての社会的責任（USR）を果たすため、次の措置を講ずる。

- ① 平成25年度に策定したリスク対応計画を実施するとともに、リスク個別マニュアルの検証を行う。
その他、危機管理意識高揚のための教育・啓発活動を行う。

- ② 教職員及び学生を対象とした情報セキュリティセミナーを実施しITに関する意識啓発を推進する。
また、情報セキュリティポリシー（関連規程及び実施手順等）を検証し、必要に応じ改善する。
- ③ 「防災対策基本計画」に基づき、備蓄を推進する。
また、計画的に地域と連携した防災訓練を実施するとともに、安全・衛生パトロールの実施による安全対策を講じる。
- ④ 学生のための危機管理マニュアルを活用し、新入生合宿研修等でリスクについて注意喚起を行うとともに、課外活動団体次期代表者を対象としたリーダーシップセミナー等を通じて安全教育を実施する。
さらに、情報セキュリティセミナーを実施しITに関する意識啓発を推進するとともに、セキュリティポリシーに関するアンケートを実施し周知度を調査する。
また、附属学校園においては、校園ごとに定めた安全管理計画を更に充実させる。
- ⑤ 相談体制の充実を図るため、相談員への研修を実施するとともに、教職員の人権意識啓発のための講演会を実施する。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1) 法令、規則及び社会的規範に則った大学経営を行うため、次の措置を講ずる。

- ① リスク個別マニュアルの検証と平成25年度に策定したリスク対応計画を実施し、統制機能の充実を図る。
その他、危機管理意識高揚のための教育・啓発活動を行う。
また、業務監査を通じて、大学運営に係るガバナンスの在り方等を検証する。
- ② 引き続き、鳴門教育大学コンプライアンス基本方針に基づき、コンプライアンスの取組を推進するとともに、平成25年度に策定したリスク対応計画を実施し、統制機能の充実を図る。
その他、コンプライアンス意識高揚のための教育・啓発活動を行う。

5 男女共同参画社会の対応に関する目標を達成するための措置

1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 前年度の構内託児サービスの利用状況を検証し、次年度以降のサービスの在り方を検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・学生宿舍受水槽取替 ・職員宿舍1号棟外壁補修 ・学習・研究環境の整備・充実のための附属図書館の環境整備の強化（電動集密書架更新）	総額 105	国立大学財務・経営センター施設整備費 交付金 (25) 施設整備費補助金 (80)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置，養成，評価並びに計画的な人事交流の実施

- ① 学内での組織改革の検討を踏まえて，教員定員計画を策定し，必要に応じて検証・見直しを行う。
- ② 戦略的な大学運営を行うため，効率的かつ適正な事務組織を編成する。

26年度の常勤職員数 345人
26年度の人件費総額見込み 3,088百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については，次の事業の財源に充てる。
・教育，研究に係る業務及びその附帯業務

別表

○学部・学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	500人（修士課程） 人間教育専攻 180人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人 100人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 100人
附属幼稚園	130人 学級数5
附属小学校	612人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成26年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,617
施設整備費補助金	80
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	19
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25
自己収入	743
授業料及入学金検定料収入	662
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	81
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	112
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	15
計	4,611
支出	
業務費	4,375
教育研究経費	4,375
診療経費	0
施設整備費	105
船舶建造費	0
補助金等	19
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	112
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4,611

[人件費の見積り]

期間中総額3,088百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、平成26年度当初予算額3,488百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額129百万円。

※「施設整備費補助金」のうち、平成26年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額80百万円。

2. 収支計画

平成26年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 428
経常費用	4, 428
業務費	4, 045
教育研究経費	615
診療経費	0
受託研究費等	99
役員人件費	60
教職員人件費	2, 367
職員人件費	904
一般管理費	211
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	171
臨時損失	0
収入の部	4, 428
経常収益	4, 428
運営料交付金収益	3, 411
授業料収益	526
入学料収益	106
検定料収益	25
附属病院収益	0
受託研究等収益	99
補助金等収益	19
寄附金収益	11
施設費収益	0
財務収益	1
雑益	81
資産見返運営費交付金等戻入	97
資産見返補助金等戻入	44
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	5
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 234
業務活動による支出	4, 250
投資活動による支出	434
財務活動による支出	26
翌年度への繰越金	524
資金収入	5, 234
業務活動による収入	4, 368
運営費交付金による収入	3, 488
授業料及入学金検定料による収入	662
附属病院収入	0
受託研究等収入	99
補助金等収入	19
寄附金収入	13
その他の収入	87
投資活動による収入	215
施設費による収入	105
その他の収入	110
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	651